持続可能性に配慮した調達コード（第３版）　解説
＜個別基準：畜産物＞

2024年5月

公益社団法人　２０２５年日本国際博覧会協会

©Copyright Japan Association for the 2025 World Exposition, All rights reserved.

はじめに

大阪・関西万博では持続可能な万博の運営を目指しており、その取組の１つとして持続可能性に配慮した物品やサービスの調達があります。畜産物については、食品としての安全性が重視されるのはもちろんですが、近年、生産段階における環境負荷の低減、労働安全の確保や人権への配慮等も求められ、様々な認証制度も開発・普及されるなど、「持続可能性への配慮」が世界的な潮流となってきています。

このため、大阪・関西万博において使用される畜産物についても、その生産段階の持続可能性への配慮が確実なものとなるよう、「持続可能性に配慮した畜産物の調達基準」を策定したものです。

一方で、国内の事業者・消費者ともに、大阪・関西万博が目指す持続可能性の概念はまだ十分に浸透していない状況です。そのため、調達基準のポイントを説明しつつ、持続可能性の意味や必要な取組について事業者や消費者の皆様が理解を深めていただけるよう本解説を作成しました。

調達基準と本解説により、生産者だけでなく、加工や流通も含め、全ての段階の関係者が高い意識を持って取り組み、農林水産業・食品業界全体で持続可能性の水準が底上げされることを期待しています。

©Copyright Japan Association for the 2025 World Exposition, All rights reserved.

畜産物個別基準　：　概要

	概要
対象	飲食サービスに提供される畜産物の生鮮食品及び畜産物を主要な原材料とする加工食品 生鮮食品については、本調達基準を満たすものを調達することとし、加工食品については、主要な原材料である畜産物が本調達基準を満たすものを可能な限り優先的に調達することとする。 また、食品ロス削減にも配慮して調達することとする。
要件	①　食材の安全を確保するため、畜産物の生産に当たり、生産される国又は地域における関係法令等に照らして適切な措置が講じられていること。 ②　環境保全に配慮した畜産物生産活動を確保するため、畜産物の生産に当たり、生産される国又は地域における関係法令等に照らして適切な措置が講じられていること。 ③　作業者の労働安全を確保するため、畜産物の生産に当たり、生産される国又は地域における関係法令等に照らして適切な措置が講じられていること。 ④　作業者の人権保護を確保するため、畜産物の生産に当たり、生産される国又は地域における関係法令等に照らして適切な措置が講じられていること。 ⑤　快適性に配慮した家畜の飼養管理のため、畜産物の生産に当たり、アニマルウェルフェアの考え方に対応したOIE陸生動物衛生規約等に照らして適切な措置が講じられていること。
要件への適合度が高いもの	● JGAPの認証を受けて生産された畜産物 ● 博覧会協会が認める認証スキームによる認証を受けて生産された畜産物
留意点等	● 畜産物の輸送にかかる温室効果ガスの排出量や地域の資源循環、地域の経済の活性化への貢献度から、開催国内で持続可能性を踏まえて生産された畜産物の利用に配慮すべき。ただし、サプライヤーが、WTO政府調達協定の対象となる政府調達として調達を行う場合には、同協定を遵守しつつこれを検討しなければならない。 ● 海外産の畜産物で、上記要件を満たすことの確認が困難なものについては、フェアトレードの取組によるもの等、博覧会協会が認める持続可能性に資する取組に基づいて生産され、トレーサビリティが確保されているものを優先すべき。
調達計画・結果の報告	● 博覧会協会が求める調達に関する計画及び結果を原則報告しなければならない。 ● 生鮮食品について、「要件への適合度が高いもの等」の畜産物の調達が困難な場合には、調達計画及び結果にその量、理由及び上記要件の遵守に向けた取組内容を記載しなければならない。
推奨	要件に加え、生産者における持続可能性の向上に資する取組を一層促進する観点から、以下の畜産物を最大限調達することが推奨される。これらの取組を行うことを宣言したサプライヤーは、その取組内容および調達状況を公表する。博覧会協会は優れた取組事例を博覧会協会HP等にて公表するとともに表彰する。 ● 持続的な畜産物生産に取組む酪農・畜産農家が生産した畜産物 有機畜産により生産された畜産物、農場HACCPの下で生産された畜産物、エコフィードを用いて生産された畜産物、放牧畜産実践農場で生産された畜産物、障がい者が主体的に携わって生産された畜産物、温室効果ガス削減飼料で生産された畜産物、強制発酵施設等で家畜排せつ物を処理する生産者が生産した畜産物、国産飼料で生産された畜産物、持続可能性に配慮した鶏卵・鶏肉（JAS0013認証品）、循環型有畜複合生産農場で生産された畜産物 ● 博覧会協会が認めるアニマルウェルフェアに関する認証等を受けて生産された畜産物
書類保管義務等	１年間。博覧会協会が求める場合は提出しなければならない。

©Copyright Japan Association for the 2025 World Exposition, All rights reserved.

畜産物個別基準　：　共通基準との関連、調達コード遵守に向けて

博覧会協会、ライセンシー及びパビリオン運営主体等が提供する飲食サービスに使用される畜産物については、「持続可能性に関する基準」が適用されるほか、持続可能性の観点からの個別基準を以下のとおり定める。

【解説】　ここでは、調達コード（共通基準）の規定が個別基準についても適用されることを記載しています。

例えば、調達物品等の製造・流通等における差別・ハラスメントや強制労働・児童労働の禁止、調達物品等のマーケティングにおける不当表示の禁止等を規定する「3. 持続可能性に関する基準」を満たしていただく必要があります。また、「5. 担保方法」に基づき、調達コードの遵守状況について博覧会協会が確認する場合があるほか、「(11) 通報受付対応（グリーバンス・メカニズム）」に基づき調達コードの不遵守に関する通報については通報受付窓口で受け付けます。

ライセンシーは、ライセンシー直接契約事業者と締結する契約において、ライセンシー直接契約事業者による本個別基準の遵守が確保されるように、必要な内容を仕様書に記載する等の措置又はその他の適切な措置を講じなければならない。また、パビリオン運営主体等は、パビリオン直接契約事業者と締結する契約において、パビリオン直接契約事業者による本個別基準の遵守が確保されるように、必要な内容を仕様書に記載する等の措置又はその他の適切な措置を講じなければならない。

【解説】　ここでは、本個別基準を遵守するために適切な措置を講じることを求めています。

ライセンシー※1やパビリオン運営主体等※2が、本個別基準を遵守するためには、調達先に調達コードを周知し、仕様書等に必要な内容を記載する等の措置を講じる必要があります。

※１：大阪・関西万博ロゴ等を用いたライセンス商品を製造・販売等する事業者

※２：日本国政府、博覧会協会、博覧会協会と出展に関する参加契約書を締結する外国政府、国際機関及びその他の機関（公式参加者）並びに企業及び自治体等（非公式　参加者）、博覧会協会と商業活動に関する営業参加契約書を締結する事業者（一般営業参加者）、その他博覧会の各パビリオンの運営に参画する事業者（未来社会ショーケース事業参加者、TEAM EXPO2025参加者、催事参加者、及び広報・プロモーション参加者等）

©Copyright Japan Association for the 2025 World Exposition, All rights reserved.

畜産物個別基準　：　対象及び食品ロス削減

1.　本調達基準の対象は、畜産物の生鮮食品（※）及び畜産物を主要な原材料とする加工食品とする。
サプライヤー注1は、生鮮食品については、本調達基準を満たすものを調達することとし、加工食品については、主要な原材料である畜産物が本調達基準を満たすものを可能な限り優先的に調達することとする。また、食品ロス削減にも配慮して調達することとする。

※生鮮食品として食品表示法別表第二に掲げ られた畜産物に該当するもの：食肉、乳、食用鳥卵、 その他の畜産食品（単に切断、薄切り等したもの並びに単に冷蔵及び結させたものを含む。）が含まれます。

注１：ライセンス商品に関しては「サプライヤー」を「ライセンシー直接契約事業者」に読み替える。また、パビリオン運営主体等が調達する物品・サービスに関しては「サプライヤー」を「パビリオン直接契約事業者」に読み替える（以下同様）。

【解説】 ここでは、畜産物個別基準の対象及び食品ロス削減に関して記載しています。

畜産物個別基準の対象は、博覧会協会及び博覧会協会が契約を締結する物品・サービスの提供事業者※１（サプライヤー）、ライセンシー、パビリオン運営主体等が提供する飲食サービス※２に使用される畜産物（生鮮食品及び畜産物を主要な原材料とする加工食品）となります。

※１：以降は、サプライヤー、ライセンシー、パビリオン運営主体等を総称してサプライヤーと表記します。

※２：大阪・関西万博に関連して来場者等に提供される飲食品（飲食・物販）を指します。

食品表示法別表第二とは、食品表示法第4条第1項の規定に基き定められた食品表示基準の別表第２を指します。

○ 含まれるものの例　：パビリオンや会場内のレストラン等で提供される飲食品、ライセンシーが販売する大阪・関西万博のロゴマークがついた公式商品

× 含まれないものの例：サプライヤーや作業員等が自身で持ち込んだ弁当

©Copyright Japan Association for the 2025 World Exposition, All rights reserved.

畜産物個別基準　：　対象及び食品ロス削減（つづき）

【解説】

サプライヤーは、畜産物の生鮮食品について調達基準を満たすものを調達することが求められます。また、加工食品については、多種多様な原材料を大量に用いて製造されるものが多い中で、その原材料については、均一な品質、ロットの確保、価格、製品にあった品種・規格等が重要となることから、実現可能性を考慮し、主要な原材料（使用した原材料に占める重量割合で最も上位のもの）である畜産物が調達基準を満たすものを可能な限り優先的に調達することとしています。

なお、博覧会協会は、必要に応じて、使用する食材に係る持続可能性への配慮の状況について確認します。

また、サプライヤーは**食品ロス削減**のため、必要な量及び賞味期限等を配慮し計画的に調達することが求められます。食品ロス削減とは、飲食を提供・販売する際に賞味期限切れや余剰による廃棄が生じないように需要予測、適正受注を進めること、畜産物の加工の過程で発生する廃棄物の量削減に取り組む事業者から調達することを推奨するものです。

求められる役割と行動

食品製造業

- ✓ 需要予測の高度化や適正受注の推進
- ✓ 消費実態に合わせた容量の適正化
- ✓ 原料の無駄のない利用、製造・出荷工程の適正管理・鮮度保持
- ✓ 製造方法の見直しや容器包装の工夫等による賞味期限の延長
- ✓ 年月表示化など賞味期限表示の大括り化
- ✓ 食品の端材や形崩れ品の有効活用

«参考»
農林水産省「食品ロス削減推進法基本方針について食品関連事業者の皆様に取り組んでいただきたいこと」
https://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syoku_loss/attach/pdf/161227_4-148.pdf

©Copyright Japan Association for the 2025 World Exposition, All rights reserved.

畜産物個別基準　：　持続可能性の観点から求められる要件

2.　上記の畜産物について、持続可能性の観点から以下の①～⑤が求められる。
①食材の安全を確保するため、畜産物の生産に当たり、生産される国又は地域における関係法令等に照らして適切な措置が講じられていること。
②環境保全に配慮した畜産物生産活動を確保するため、畜産物の生産に当たり、生産される国又は地域における関係法令等に照らして適切な措置が講じられていること。
③作業者の労働安全を確保するため、畜産物の生産に当たり、生産される国又は地域における関係法令等に照らして適切な措置が講じられていること。
④作業者の人権保護を確保するため、畜産物の生産に当たり、生産される国又は地域における関係法令等に照らして適切な措置が講じられていること。
⑤快適性に配慮した家畜の飼養管理のため、畜産物の生産に当たり、アニマルウェルフェアの考え方に対応したOIE（国際獣疫事務局）陸生動物衛生規約等[注2]に照らして適切な措置が講じられていること。
注２：日本においては、この規約等に準じて国が策定した畜種ごとの飼養管理等に関する技術的な指針に示されている「実施が推奨される事項」。

【解説】 ここでは、畜産物の生産段階において求められる要件を記載しています。

①では、食材の安全を確保するための措置を求めており、具体的には、動物用医薬品の適切な使用、安全な飼料の給与、適切な衛生管理などを行っていることが必要です。

②では、環境保全に配慮した畜産物生産活動を確保するための措置を求めており、具体的には、家畜排せつ物の適切な処理や利用の推進などを行っていることが必要です。

③では、作業者の労働安全を確保するための措置を求めており、具体的には、安全作業のための服装や保護具の着用、危険箇所等を示す表示板設置等による作業環境の改善、農薬・燃料等の適切な管理などを行っていることが必要です。

④では、作業者の人権保護を確保するための措置を求めています。国内外の労働関係法令等の遵守や労働環境への配慮などが重要となっています。具体的には法令順守はもちろんのこと、性別・国籍・出身地・宗教による差別の禁止、雇用契約の締結、就業規則の作成、休憩場所・休憩時間の確保、社会保険・労災保険への加入など、作業従事者の基本的な人権を守るためのルール作りを行い、実施することが必要です。

⑤では、快適性に配慮した家畜の飼養管理のための措置を求めており、具体的には、家畜の健康状態を把握するための日々の観察や記録、良質な飼料や水の給与などを行っていることが必要です。

©Copyright Japan Association for the 2025 World Exposition, All rights reserved.

畜産物個別基準　：　調達可能なもの

3.　JGAPによる認証を受けて生産された畜産物については、 上記2への適合度が高いものとして原則認める。このほか、上記2への適合度が高いものとして博覧会協会が認める認証スキームによる認証を受けて生産された畜産物についても同様に扱うことができるものとする。

【解説】 ここでは、要件①～⑤への適合度が高いものとして既存の認証スキームを活用することができることを記載しています。

具体的には、**JGAP**の認証品については、要件①～⑤への適合度が高いものとして扱います。ただし、認証品であっても、博覧会協会が要件に適合しないおそれが高いと判断したものについては、基準適合性を確認します。

JGAPによる認証品の調達が困難な場合

「博覧会協会が認める認証スキーム」に関する申請の手続きについては、右記のとおりです。

«参考»

JGAP　https://jgap.jp/jgap/livestock/

【「博覧会協会が認める認証スキーム」に関する申請の手続き】

申請者は、以下の書類を博覧会協会に提出してください。書類は日本語で作成し、英語表記のものは日本語訳を添付してください。

- **申請書**（こちらからダウンロードしてください）
- 認証スキームの概要（趣旨・目的、認証内容、対応品目、認証取得件数等）
- スキームオーナーの法人情報（名称、主な事務所の所在地、代表者、事業概要等）
- **チェックリスト**及び記入内容の根拠が確認できる資料（審査基準等）（チェックリストはこちらからダウンロードしてください。）

申請書類はメール（ESMS-choutatsu@expo2025.or.jp）に上記書類を添付してお送りください。郵送をご希望の場合、メールにてお問い合わせください。

申請できるのは原則として認証スキームを所有し、運営・維持しているもの（スキームオーナー）とします。

審査の上、適当と判断したものについては博覧会協会の持続可能な調達のページ（https://www.expo2025.or.jp/overview/sustainability/sus-code/）で公表します。審査には2か月程度かかる見込みです。

©Copyright Japan Association for the 2025 World Exposition, All rights reserved.

畜産物個別基準　：　留意点（国内産への配慮）

4.　サプライヤーは、畜産物を選択する上で、畜産物の輸送にかかる温室効果ガスの排出量や地域の資源循環、地域の経済の活性化への貢献度を考慮すべきである。こうした観点から、開催国内で持続可能性を踏まえて生産された畜産物の利用に配慮すべきである。ただし、サプライヤーが、WTO政府調達協定の対象となる政府調達として調達を行う場合には、同協定を遵守しつつこれを検討しなければならない。

【解説】 ここでは、国内産の利用に配慮することを求めています。

サプライヤーは、畜産物を選択する上で、畜産物の輸送にかかる温室効果ガスの排出量や地域の資源循環、地域の経済の活性化への貢献度を考慮することが重要です。こうした観点から、開催国内で持続可能性を踏まえて生産された畜産物の利用に配慮することが求められます。

畜産業は食料の供給だけでなく、農村において継続して行われることによりもたらされる国土の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等の多面的機能を有しています。また、輸送距離の短い国内から調達することは温室効果ガス排出の抑制にもつながります。こうした機能や効果の持続的な発揮に貢献する観点から開催国内で生産された農産物に配慮するように求めています。

「開催国内で持続可能性を踏まえて生産された畜産物」とは、前ページまでに記載した畜産物を示しています。

ただし、サプライヤーが、WTO政府調達協定の対象となる政府調達として調達を行う場合には、同協定を遵守しつつこれを検討しなければなりません。

©Copyright Japan Association for the 2025 World Exposition, All rights reserved.

畜産物個別基準　：　留意点（海外産の扱い）

5.　サプライヤーは、海外産の畜産物で、上記2への適合度が高いことの確認が困難なものについては、フェアトレードの取組によるもの等、博覧会協会が認める持続可能性に資する取組に基づいて生産され、トレーサビリティが確保されているものを優先的に調達すべきである。

【解説】 **ここでは、海外から調達する畜産物について示しています。**

国産・海外産にかかわらず、要件への適合度が高い畜産物を調達することが原則ですが、海外から調達する畜産物について要件への適合度が高いことの確認が困難な場合にはこの規定を適用します。

「持続可能性に資する取組に基づいて生産され、トレーサビリティが確保されているもの」については、フェアトレードの取組（生産者の自立や生活改善を支援するために、途上国の畜産物等を適正価格で購入する仕組み）によるものや環境保全などの取組が確認できるもので、どこから調達したか追跡可能なものを想定しています。海外で展開されている認証スキームで、スキームオーナーまたはサプライヤーからの申請に基づき、こうした内容を担保できると博覧会協会が認めたものについては、この規定を満たすものとして取り扱います。

なお、サプライヤーが、上記のような認証の仕組みに基づかない海外産の畜産物で、本規定の適用を希望する場合は、サプライヤーからの問い合わせに応じて個別に判断します。

「博覧会協会が認める持続可能性に資する取組に基づいて生産され、トレーサビリティが確保されているもの」に関する申請の手続きは右記の通りです。

【「博覧会協会が認める持続可能性に資する取組に基づいて生産され、トレーサビリティが確保されているもの」に関する申請の手続き】

申請者は、以下の書類を博覧会協会に提出してください。書類は日本語で作成し、英語表記のものは日本語訳を添付してください。

- 申請書（こちらからダウンロードしてください）
- 認証スキームの概要（趣旨・目的、認証内容、対応品目、認証取得件数等）
- スキームオーナーの法人情報（名称、主な事務所の所在地、代表者、事業概要等）
- 持続可能性に関する要求事項及びトレーサビリティに関する仕組みについて確認できる資料

申請書類はメール（ESMS-choutatsu@expo2025.or.jp）に上記書類を添付してお送りください。郵送をご希望の場合、メールにてお問い合わせください。

申請できるのは原則として認証スキームを所有し、運営・維持している者（スキームオーナー）またはサプライヤーとします。

審査の上、適当と判断したものについては博覧会協会の持続可能な調達のページ（https://www.expo2025.or.jp/overview/sustainability/sus-code/）で公表します。審査には2か月程度かかる見込みです。

©Copyright Japan Association for the 2025 World Exposition, All rights reserved.

畜産物個別基準　：　提出･保管資料

6.　サプライヤーは、使用する畜産物について、博覧会協会が求める調達に関する計画及び結果を原則報告しなければならない[注3]。なお、生鮮食品について、上記3の畜産物の調達が困難な場合には、調達計画及び結果にその量、理由及び上記2の遵守に向けた取組内容を記載しなければならない。また、上記3～5及び下記7に該当するものであることを示す書類を大阪・関西万博終了後から1年の間保管し、博覧会協会が求める場合はこれを提出しなければならない。

注 3：博覧会協会は、サプライヤーから事前に提出された調達計画を確認し、持続可能性に配慮した調達に関して適宜協議を行う。

【解説】 ここでは、博覧会協会に提出が必要な書類、保管すべき書類、期限等について記載しています。

サプライヤーは、生鮮食品を調達する場合、博覧会協会が別途定める調達計画書を作成し、博覧会協会に提出することが原則※必要です。生鮮食品について、要件への適合度が高い畜産物の調達が困難な場合は、その品目、量、そして調達が困難な理由と、要件の遵守に向けて取り組んでいる内容を記載いただきます。博覧会協会は、サプライヤーから事前に提出された調達計画を確認し、持続可能性に配慮した調達に関して適宜協議を行います。また、博覧会協会は必要に応じてサプライヤーに対し追加情報の開示やヒアリングを求めることがあります。　※博覧会協会が認めた場合を除く

また、サプライヤーは調達完了後、または万博終了後速やかに博覧会協会が定める調達報告書を博覧会協会に提出する必要があります。博覧会協会は、その結果を集計し公表することとしています。

なお、調達基準では、持続可能性に関する要件やその確認方法について規定しており、実際に使用された畜産物がこの調達基準に沿ったものかを確認できるようにしておく必要があります。そのため、サプライヤーは調達基準への適合状況について合理的に説明できる書類（認証の取得状況等に関する情報）を保管し、博覧会協会の求めに応じて開示・説明できるよう準備することを求めています。書類に含まれる項目例として、調達元の納入事業者名、品名、数量、認証の有無及び認証名、産地、出荷者・納品事業者・加工事業者があります。さらに、サプライヤーからサプライチェーンに対して同様の情報を管理するよう求めることで、本規定の実効性が一層高まると言えます。

©Copyright Japan Association for the 2025 World Exposition, All rights reserved.

畜産物個別基準　：　推奨事項

7.　上記2に加えて、生産者における持続可能性の向上に資する取組を一層促進する観点から、持続的な畜産物生産に取組む酪農・畜産農家が生産した畜産物[注4]を最大限調達することが推奨される。博覧会協会が認めるアニマルウェルフェアに関する認証等[注5]を受けて生産された畜産物も推奨される。また、これらの取組を行うことを宣言したサプライヤーは、その取組内容および調達状況を公表することとする。

注４：有機畜産により生産された畜産物、農場HACCPの下で生産された畜産物、エコフィードを用いて生産された畜産物、放牧畜産実践農場で生産された畜産物、障がい者が主体的に携わって生産された畜産物、温室効果ガス削減飼料で生産された畜産物、強制発酵施設等で家畜排せつ物を処理する生産者が生産した畜産物、国産飼料で生産された畜産物、持続可能性に配慮した鶏卵・鶏肉（JAS0013認証品）、循環型有畜複合生産農場で生産された畜産物
注５：国際的なアニマルウェルフェアに関する動向を踏まえて博覧会協会が認めるもの。

【解説】ここでは、要件への適合度が高い畜産物のうち、持続可能性の観点でより望ましいものとして推奨する畜産物を示しています。

①　有機畜産により生産された畜産物

有機畜産は、畜産に由来する環境への負荷をできる限り少なくする方法でありこれにより生産された畜産物には**有機JAS認証品**が該当します。

②　農場HACCPの下で生産された畜産物

農場HACCPは、畜産物の生産段階において、食品の危害となる要因をコントロールすることで、特に畜産物の安全性の向上を図る高い水準の取組です。農林水産省が「**畜産農場における飼養衛生管理向上の取組認証基準（農場 HACCP認証基準）**」を定めており、これに基づく認証を受けた農場で生産された畜産物が該当します。

«参考»
農林水産省「有機食品の検査認証制度」 https://www.maff.go.jp/j/jas/jas_kikaku/yuuki.html
農林水産省「家畜の生産段階における飼養衛生管理の向上について（農場HACCP等）」
https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_haccp/index.html

©Copyright Japan Association for the 2025 World Exposition, All rights reserved.

畜産物個別基準　：　推奨事項（つづき）

【解説】

③　エコフィードを用いて生産された畜産物

エコフィードとは、食品製造副産物等を利用して製造された家畜用飼料です。エコフィードの利用は、食品リサイクルによる資源の有効利用のみならず、飼料自給率の向上等を図る上で重要であり、我が国の「もったいない精神」から生まれた取組です。具体的には、民間団体が運用する「**エコフィード利用畜産物認証制度**」により認証を受けた畜産物が該当します。

④　放牧畜産実践農場で生産された畜産物

低コスト、省力化、農地保全、耕作放棄地の再生利用等を推進するため、放牧畜産の取組が進んでいます。具体的には、民間団体が運営する**「放牧畜産基準認証制度」**により認証を受けた畜産物が該当します。

⑤　障がい者が主体的に携わって生産された畜産物

多様な者の包摂と参画を促す共生社会の構築を図る観点から、「障がい者が主体的に携わって生産された畜産物」を推奨しています。具体的には、障がい者が畜産物の主要な生産活動（給餌、畜舎の清掃など、畜産物を直接取り扱う活動）に携わって生産された畜産物であることを都道府県が確認したものが該当します。また、日本農林規格**「障害者が生産行程に携わった食品」（ノウフク JAS）**の第三者認証を受けた畜産物もこれに該当します。

«参考»

一般社団法人日本科学飼料協会「エコフィード認証」http://kashikyo.lin.gr.jp/certifi_01eco.html

公益社団法人中央畜産会「エコフィード利用畜産物認証」：http://ecofeed.lin.gr.jp/

一般社団法人日本草地畜産種子協会「放牧畜産認証」：http://souchi.lin.gr.jp/ninsho/index.html

農林水産省「ノウフクJAS」 https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/noufuku/index.html

©Copyright Japan Association for the 2025 World Exposition, All rights reserved.

畜産物個別基準　：　推奨事項（つづき）

【解説】

⑥　温室効果ガス削減飼料で生産された畜産物

反すう家畜からのメタン排出と家畜排せつ物の管理などからの排出を合わせた日本国内の家畜生産に起因する温室効果ガス排出は、農林水産分野由来のうち、約28%とされおり（GIO；2021年）、増大する世界人口を賄う生産とゼロエミッションへの努力が強く求められています。例えば、畜産分野の地球温暖化対策としては、家畜排せつ物管理対策として、アミノ酸バランス改善飼料等があります。

⑦　強制発酵施設等で家畜排せつ物を処理する生産者が生産した畜産物

家畜排せつ物管理由来の温室効果ガスは、一酸化二窒素とメタンが挙げられます。家畜排せつ物を堆積すると内部が嫌気状態となり、温室効果ガスが発生するため、強制的に攪拌・発酵させることで温室効果ガスの発生を抑制します。

⑧　国産飼料で生産された畜産物

持続的な畜産物生産のあり方の１つに、輸入飼料に過度に依存した生産システムからの脱却があります。輸入飼料への依存は、価格変動、需給変動、窒素・リンといった肥料過多による土壌への影響、気候変動や世界的な人口増加による供給不安等の課題が挙げられます。国産飼料の利用に取り組んでいる農場で生産された畜産物の積極的な調達は、環境負荷軽減への取組を後押しするものとして重要です。

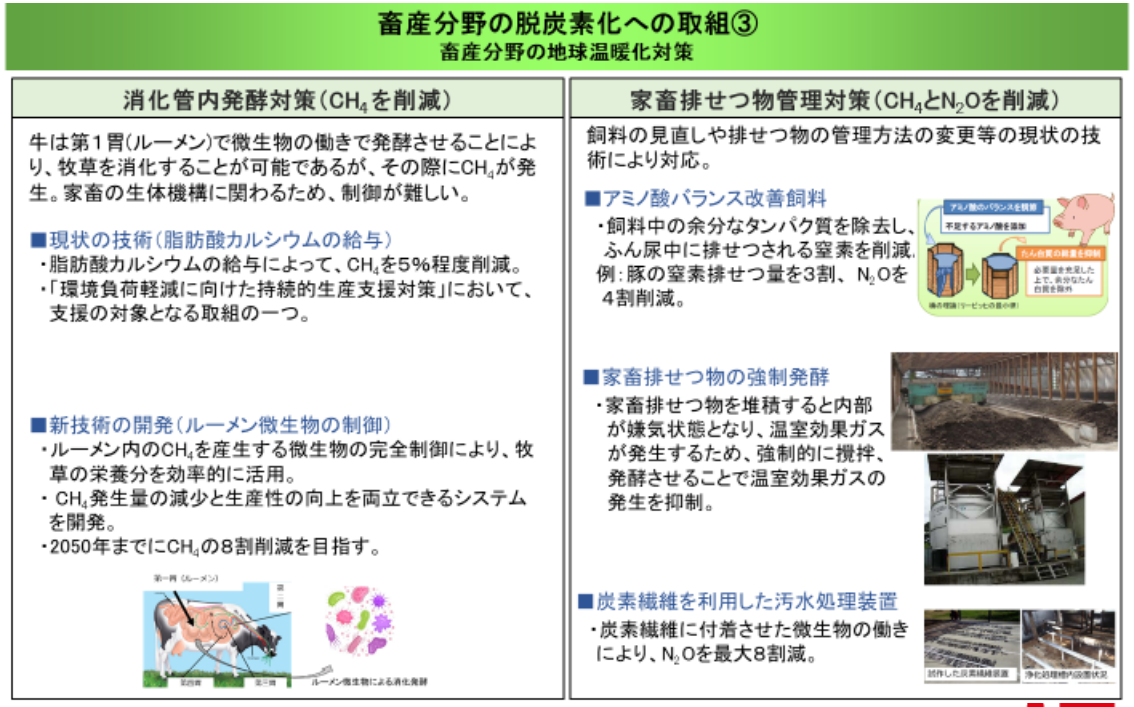

出典：第4回調達ワーキンググループ資料4－5を更新

©Copyright Japan Association for the 2025 World Exposition, All rights reserved.

畜産物個別基準　：　推奨事項（つづき）

【解説】

⑨　持続可能性に配慮した鶏卵・鶏肉（JAS0013認証品）

本規格は、国産飼料用米、国産種鶏及び家畜排せつ物といった国内資源を活用し、畜産の JGAP に基づく適切な防疫、衛生管理、アニマルウェルフェア、従業者の安全衛生及び労務管理に取り組むことにより、生産の持続可能性を後押しするものです。SDGsの目標2「飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する」と目標12「持続可能な生産消費形態を確保する」に寄与しています。

⑩　循環型有畜複合生産農場で生産された畜産物

外部からの投入物を最小限に抑え、家畜排せつ物を堆肥とするなどして、牧草や農産物の栽培に活用し、環境への影響を最小限に抑える農業を循環型農業といいます。農薬や化学肥料の代わりに、そのままでは廃棄物となる家畜排せつ物を活用して土壌を活性化しながら、牧草を育み、その牧草をまた家畜が食むという循環を通じて環境への負荷を低減します。こうした農場で生産された畜産物が該当します。

«参考»

農林水産省「JAS 0013 持続可能性に配慮した鶏卵・鶏肉」

https://www.maff.go.jp/j/jas/jas_kikaku/attach/pdf/kokujikaisei-175.pdf

国産鶏普及協議会「持続可能性に配慮した鶏卵・鶏肉JAS ハンドブック（第１版）」
http://www.famic.go.jp/syokuhin/jas/_doc/hb_jas_0013.pdf

国連経済社会局（UN/DESA）「Policy Brief #105: Circular agriculture for sustainable rural development」
https://www.un.org/development/desa/dpad/publication/un-desa-policy-brief-105-circular-agriculture-for-sustainable-rural-development/

©Copyright Japan Association for the 2025 World Exposition, All rights reserved.

畜産物個別基準　：　推奨事項（つづき）

【解説】

⑪　博覧会協会が認めるアニマルウェルフェアに関する認証等を受けて生産された畜産物

アニマルウェルフェアについては畜種や地域等によって取組状況は異なります。
日本ではアニマルウェルフェアの国際基準であるWOAH（旧略称：OIE）陸生動物規約に準じ、多様な飼養管理方法を認めている一方、EUや米国の一部の州では採卵鶏のケージでの飼育を制限する等、一部の飼養方式を禁止する動きもあります。

万博においては、アニマルウェルフェアに関する認証等を受けて生産された畜産物が調達されることで、アニマルウェルフェアの認知度が向上し、消費者の理解が深まることが期待されます。

こうした推奨される取組を行うことを宣言したサプライヤーは、その取組内容及び調達状況を自社HP等で公表することとします。また、博覧会協会は優れた取組事例として博覧会協会HP等にて公表するとともに表彰します。

「博覧会協会が認めるアニマルウェルフェアに関する認証等」に関する申請の手続きは右記の通りです。

【「博覧会協会が認める認証等」に関する申請の手続き】

申請者は、以下の書類を博覧会協会に提出してください。書類は日本語で作成し、英語表記のものは日本語訳を添付してください。

- **申請書**（こちらからダウンロードしてください）
- 認証スキームの概要（趣旨・目的、認証内容、対応品目、認証取得件数等）
- スキームオーナーの法人情報（名称、主な事務所の所在地、代表者、事業概要等）
- 記入内容の根拠が確認できる資料（審査基準等）

申請書類はメール（ESMS-choutatsu@expo2025.or.jp）に上記書類を添付してお送りください。郵送をご希望の場合、メールにてお問い合わせください。

申請できるのは原則として認証スキームを所有し、運営・維持しているもの（スキームオーナー）とします。

審査の上、適当と判断したものについては博覧会協会の持続可能な調達のページ（https://www.expo2025.or.jp/overview/sustainability/sus-code/）
で公表します。審査には2か月程度かかる見込みです。

«参考»
農林水産省「アニマルウェルフェアに関する飼養管理指針」 https://www.maff.go.jp/j/chikusan/sinko/230726.html

©Copyright Japan Association for the 2025 World Exposition, All rights reserved.

【参考】アニマルウェルフェアに関する認証等の例

※推奨基準への対象化については申請されたものを審査

OSAKA, KANSAI, JAPAN EXPO2025

●やまなしアニマルウェルフェア認証制度　【山梨県】

・令和４年に全国の自治体で初めて策定された
　アニマルウェルフェアの認証制度

やまなしアニマルウェルフェア認証基準について

◆認証区分

・アチーブメントとエフォートの２分類
・基準は区分毎に設定

アチーブメント
〔認証基準〕
・畜種ごとに設定したアチーブメント基準をクリア
・クリアした基準項目数により
　基準項目　９割クリア：３つ☆
　基準項目　７割クリア：２つ☆
　基準項目　５割クリア：１つ☆　　で評価
※生産された畜産物へのロゴマーク使用可能

YAMANASHI ANIMAL WELFARE

ステップアップ

エフォート
〔認証基準〕
・全畜種共通のエフォート基準をクリア
・講習会の受講等による知識の習得
・取組宣言（計画の策定）
※畜産物へのロゴマーク使用不可

※出典：山梨県HP

●「平飼い鶏卵」第三者認証制度
【（株）エコデザイン認証センター】

・令和４年に国内で初めて策定された
　日本の実情に即した平飼い鶏卵基準

※出典：（株）エコデザイン認証センター

©Copyright Japan Association for the 2025 World Exposition, All rights reserved.

サプライヤーに求められる書類等

（1）調達コードの理解

- 調達コード（共通）
- 調達コード（個別基準）
- 各種解説書

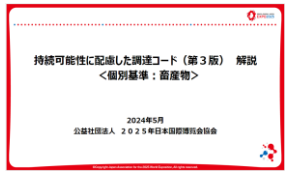

（2）「持続可能性の確保に向けた取組状況について（チェックシート）」の提出

- 博覧会協会から共有されるチェックシートに必要事項を記入し、提出

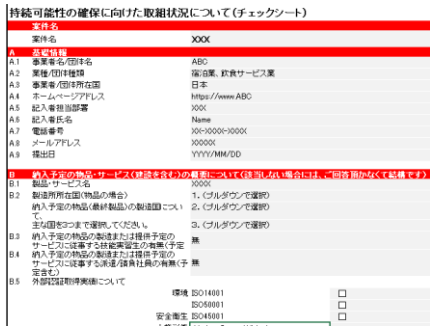

持続可能性の確保に向けた取組状況について（チェックシート）

	案件名	
	案件名	XXX
A	基礎情報	
A.1	事業者名/団体名	ABC
A.2	業種/団体種類	販売業、飲食サービス業
A.3	事業者/団体所在国	日本
A.4	ホームページアドレス	https://www.ABC
A.5	記入者担当部署	XXX
A.6	記入者氏名	Name
A.7	電話番号	XX-XXXX-XXXX
A.8	メールアドレス	XXXXX
A.9	提出日	YYYY/MM/DD
B	納入予定の物品・サービス（建設を含む）の概要について（該当しない場合には、ご回答頂かなくて結構です）	
B.1	製品・サービス名	XXXX
B.2	製造所所在国（物品の場合） 納入予定の物品（最終製品）の製造国について 主な国を3つまで選択してください。	1.（プルダウンで選択） 2.（プルダウンで選択） 3.（プルダウンで選択）
B.3	納入予定の物品の製造または提供予定のサービスに従事する技能実習生の有無（予定含む）	無
B.4	納入予定の物品の製造または提供予定のサービスに従事する派遣/請負社員の有無（予定含む）	無
B.5	外部認証取得実績について	
	環境 ISO14001	☐
	ISO50001	☐
	安全衛生 ISO45001	☐

（3）調達計画書の提出

- 生鮮食品については、博覧会協会が別途定める調達計画書を作成し提出
- 適合度の高いものが調達できない場合には、品目、量、そして調達が困難な理由と、要件の遵守に向けた取組内容を記載

調達

- 持続可能性に関するリスクをさらに低減するための追加的な対応（DD等）の実施
- 各種証明となる書類の保管
- 必要に応じて博覧会協会に情報の共有

（4）調達結果の提出

- 生鮮食品については、調達完了後あるいは万博終了後速やかに博覧会協会が別途定める調達報告書を作成し、提出
- 適合度の高いもの以外を調達した場合には、品目、量、調達が困難な理由、要件の遵守に向けた取組内容を記載

“ 要件を満たす認証品の調達であったとしても、それによってリスクが完全に排除できるわけではありません、その他、認証等による担保に加え、それ以外の周辺情報を収集し、持続可能性に関するリスクをさらに低減するための追加的な対応をすることが重要です。

サプライヤーが調達基準への適合状況について合理的に説明できる書類（認証の取得状況等に関する情報）を保管し、博覧会協会の求めに応じて開示・説明できるよう準備することを求めています。

また、サプライヤーからサプライチェーン（食材の納入業者）に対して同様の情報を管理するよう求めることで、本規定の実効性が一層高まると言えます。 ”

©Copyright Japan Association for the 2025 World Exposition, All rights reserved.

畜産物個別基準　：　参考情報

持続可能な調達ワーキンググループ資料

【資料4-4】国立大学法人東京農工大学新村教授説明資料「持続可能な動物生産：特に動物福祉（アニマルウェルフェア）の現状と課題について」

【資料4-5】中央畜産会説明資料「2025日本国際博覧会における畜産物調達コードに関する意見交換資料」

【資料4-6】NPO法人アニマルライツセンター説明資料「アニマルウェルフェア（畜産動物の福祉）を向上させる価値」

【資料5-5】公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会説明資料「大阪・関西万博食品関連調達基準に期待すること」

【資料7-2-2】農・畜・水産物、パーム油の個別基準に対する主な農林水産省の意見

©Copyright Japan Association for the 2025 World Exposition, All rights reserved.